

子ども・子育て支援法施行規則附則第5条第2項の規定による 「みなし確認」の協議状況について

1 「みなし確認」について

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）では、区市町村長が施設・事業所を、その利用定員を定めて「確認」し、公的な財政支援の対象とするとともに、当該設置者・事業者は、認可基準や区市町村条例で定める運営基準に従い、教育・保育を提供する義務を負うこととなる。

新制度の開始は平成27年4月が予定されており、根拠法である子ども・子育て支援法（以下「法」という。）の施行の際現に存する幼稚園、保育所、認定こども園については、法附則第7条の規定により、法の施行日に、確認があったものとみなされる。

ただし、施行日の前日までに「別段の申出」をしたときは、新制度における特定教育・保育施設とはならないとされている。

2 都道府県知事との協議

法施行規則附則第5条第2項の規定により、区市町村長は、「別段の申出」をしない施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議することとされている。

なお、当該協議の際には、施設の名称、施設の種類、設置場所、利用定員数などのほか、過去3年間の利用人数を提出することとされている。

3 現時点の協議状況

現時点での協議状況は以下のとおり。

ただし、今後、東京都との協議や定員変更などにより、数値に変動が生じる可能性がある。

施設類型	施設数	利用定員				合計
		1号	2号	3号		
				0歳	1・2歳	
保育所	82	—	5,291	775	2,742	8,808
幼稚園	4	575	—	—	—	575
認定こども園	1	130	45	7	24	206

※公立幼稚園は、今後協議予定のため、各数値には含まず。

※保育所分園は、施設数からは除き、各定員には含む。

4 新規施設の確認について

平成27年4月以降に開設する施設については、認可・確認にあたって、法第31条第

2項の規定により、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聴くこととなる。

また、みなし確認の場合と同様、利用定員の設定にあたっては、法第31条第3項の規定により都道府県知事との事前協議が必要となり、東京都との協議期限は平成27年2月2日となっている。

そのため、適宜適切な時期に、会議への意見聴取、東京都との事前協議を実施していくこととする。

26 福保子保第 1638 号
平成 26 年 10 月 3 日

区市町村保育主管課長 殿

東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課長
西 尾 寿 一
(公 印 省 略)

子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）附則第 5 条第 2 項による協議及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 31 条第 3 項、法第 32 条第 2 項、第 3 項による確認に係る協議並びに法第 41 条及び第 53 条による届出の取扱いについて

平素より、東京都の福祉保健施策の推進につきまして、ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、標記の件について、法第 7 条第 4 項に規定する認定こども園（東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成 18 年条例第 174 号）第 3 条第 2 号に掲げる幼稚園型認定こども園であって、私立であるものを除く。以下、本通知において同じ。）及び保育所に関して、下記のとおりのお取り扱いとさせていただきます。

確認に係る協議や届出等は、区市町村長から都道府県知事に行うものであり、都が取扱を一律に定めるべきものではありません。しかしながら、実務上、個別的な対応が困難であるため、統一的な手続きをお願いするものです。

つきましては、取扱いに遺漏のないよう、よろしくお願いいたします。

記

1 法施行規則附則第 5 条第 2 項による協議 ※みなし確認施設

(1) 協議書類

別添様式 1 「法施行規則附則第 5 条第 2 項による協議書」

※ 認可定員を超えて利用定員を設定することはできませんので、必要に応じて認可定員の内容変更届を本協議に先行して提出してください。

(2) 協議期限

平成 26 年 11 月 4 日（火曜日）

なお、協議期限以降に認可されるものについては、認可申請書とともにご提出ください。

(3) 協議書への回答

年内を予定しています。ただし、提出して頂いた内容が、認可の内容と異なっている（利用定員が認可定員を下回る場合を除く。）など、確認を必要とするケースが含まれている場合、回答時期が遅れる可能性があります。

また、前項の協議期限までに認可されないものについては、認可書の交付と合わせて行います。

2 法第31条第3項による確認に係る協議 ※新規確認

(1) 協議書類

別添様式2「法第31条第3項による協議書」

※ 認可定員を超えて利用定員を設定することはできません。

(2) 協議期限

ア 平成27年4月1日開設の施設

平成27年2月2日（月曜日）

イ 平成27年5月1日以降開設の施設

別に定める認可申請書提出期限

(3) 協議書への回答

原則として、認可書の交付と合わせて行います。

3 法第32条第2項又は第3項に係る協議 ※確認施設の定員変更

(1) 協議書類

別添様式3「法32条第2項又は第3項による協議書」

※ 認可定員を超えて利用定員増を行うことはできません。認可定員を超える場合は、先行して認可定員の内容変更届を提出してください。

(2) 協議期限

利用定員の変更を行おうとする日の20日前まで

(3) 協議書への回答

原則として、20日以内に行います。

ただし、認可定員の内容変更を伴う場合は、内容変更届の収受の通知と合わせて行います。

4 法第41条又は法第53条に係る届出 ※確認、確認の辞退、確認の取消又は効力の停止

(1) 届出書

別添様式4「法第41条又は法第53条に係る届出書」

※ 利用定員が認可定員を超えることは認められません。

※ 届出事由、施設種別（保育所又は認定こども園）が異なる場合は様式を分けて記入してください。

(2) 期限

届出事由の生じた日から30日以内

<問合せ先>

東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課

○ 保育所に関すること：保育計画係 各地区担当

○ 認定こども園に関すること：認定こども園係 各地区担当

○子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
- 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進

に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

附 則

(特定教育・保育施設に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に存する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の規定による改正前の認定こども園法第七条第一項に規定する認定こども園（国の設置するものを除き、施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。）、幼稚園（国の設置するものを除き、施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。）又は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第六条の規定による改正前の児童福祉法（次条及び附則第十条第一項において「旧児童福祉法」という。）第三十九条第一項に規定する保育所（施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。）については、施行日に、第二十七条第一項の確認があったものとみなす。ただし、当該認定こども園、幼稚園又は保育所の設置者が施行日の前日までに、内閣府令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

○子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 55 号）

附 則

(教育・保育施設の別段の申出)

第四条 法附則第七条ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申請書を当該申出に係る認定こども園、幼稚園又は保育所の所在地を管轄する市町村長に提出して行うものとする。

- 一 当該申出に係る認定こども園、幼稚園又は保育所の名称及び所在地並びにその設置者及び管理者の氏名及び住所
- 二 法附則第七条本文の規定に係る確認を不要とする旨

(別段の申出をしない認定こども園等の設置者に係る特定教育・保育施設の利用定員等)

第五条 市町村長は、法附則第七条ただし書の規定による別段の申出をしない認定こども園、幼稚園又は保育所（第三項及び次条において「みなし認定こども園等」という。）の設置者に係る特定教育・保育施設の利用定員を定めるものとする。

- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。
- 3 前項の規定による協議は、第二十七条各号（第三号を除く。）に掲げる事項及び過去三年間におけるみなし認定こども園等の利用人数を当該市町村の属する都道府県知事に提出してするものとする。